

平成21年 第2回定例会 教育警察常任委員会

八→二

議案補充説明

議案第56号 訴えの提起（和解を含む。）について…………… 1

平成21年12月18日

教育委員会

議案第 56 号 訴えの提起（和解を含む。）について

1 当事者

原告：大阪在住の県立A高等学校卒業生
被告：県立A高等学校教諭（反訴原告）、三重県

2 概要

(1) 原告は、A高校3年在学中の平成15年1月から同校を卒業する同年3月までの間に、被告教諭から校内でわいせつ行為を受け、卒業後も性的関係を強要されたとして、教諭及び県を相手取り、平成19年3月16日、大阪地方裁判所に損害賠償を求める訴えを提起した。

《請求の内訳》

- ① 県及び教諭に対し、連帶して、在学中のわいせつ行為に関する不法行為に基づく330万円の損害賠償
- ② 県に対し、原告からの調査の求めに誠意ある対応を怠ったとして債務不履行に基づく55万円の損害賠償
- ③ 教諭に対し、直接の不法行為者として165万円（卒業後のわいせつ行為について110万円、その後の不誠実な対応について55万円）の損害賠償

(2) 教諭は、不当な訴えを提起されたうえ、訴訟に関する新聞記事が掲載されたことで精神的苦痛を受けたとして、平成20年5月30日、原告に対し300万円の損害賠償を請求する反訴を提起した。

(3) 裁判所は、平成21年12月3日、在学中のわいせつ行為を認定し、上記(1)①について、国家賠償法に基づき県に35万円の支払を命じる判決を言い渡した。
なお、(1)②、③及び(2)の請求は棄却した。

3 判決理由（要約）

(1) 原告は、一貫してわいせつ行為の存在を主張する一方、教諭は、訴訟提起前の原告とのやりとりにおいて、わいせつ行為の存在を否定しておらず、また、警察官及び検察官の取り調べに対してわいせつ行為の一部を認める供述を行っているなど、わいせつ行為の存在を否定する訴訟提起後の教諭の主張は信用できない。

(2) 原告からの明確な拒絶の意思表示がないことに乘じて教諭がわいせつ行為に及んだことは原告の性的自由を侵害する違法行為である。

(3) 教諭は原告に対する受験指導の中でわいせつ行為を行ったのであるから、国家賠償法第1条第1項※に基づき、県は損害を賠償する責任を負う。

賠償額は、原告が在学中のわいせつ行為で被った精神的苦痛に対する慰謝料として30万円、弁護士費用として5万円が相当である。

※国家賠償法第1条第1項（一部省略）

公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

4 判決に対する対応

本判決は、原告の主張のみを一方的に採用しており、不当であると考えるので、控訴することといたしたい。

なお、教諭は反訴棄却に対して控訴を行い、わいせつ行為がなかったことを主張していく旨聞いている。